



島根県報

令和4年11月25日（金）

第 366 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	3
河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	4

【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の 落札者等	（水 産 課）	4
島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の延伸開発及び運用業務委託に 係る随意契約の相手方等	（技 術 管 理 課）	5

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

(1) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の規定により、届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者に対して必要な措置を講ずべき旨を勧告し、又は当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和4年12月1日から施行することとした。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 規則の概要

普通肥料の生産業者が、被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料を生産したときに表示しなければならない事項を追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

令和4年11月27日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第75号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の表沿岸漁業振興課の項に次の1号を加える。

<p>4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和4年政令第18号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 政令第1項第3号の規定により、届出採捕者に対し必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>(2) 政令第1項第4号の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>(3) 政令第1項第5号の規定により、届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>
--	--	--

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第30号事務の種類欄中「（令和2年法律第79号）」及び「（令和4年政

令第18号)」を削る。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第76号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和59年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>6 被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">この肥料には、被覆原料として〇〇が使用されています。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">被覆原料：〇〇</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">〇〇コーティング肥料</div> <p>(注) 上記のいずれかにより表示すること。また、〇〇には、被覆原料を硫黄、プラスチック等最も一般的な名称をもって記載すること。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年11月27日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

雲南市吉田町吉田地先（広島県境）から雲南市三刀屋町三刀屋1490-14までの尾道松江線及びその周辺

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第

3項の規定により公告する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間
令和4年10月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
一般国道54号（飯石郡飯南町）

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和4年12月16日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川名
一級河川斐伊川水系新建川（出雲市斐川町莊原3617番地先）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
新建川に架かる出雲空港大橋下流1,350メートルの左岸に放置されている船舶 1隻
- 3 当該措置の内容
当該船舶を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒690-0011 松江市東津田町1741番地1
松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5734

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

- 3 落札者を決定した日
令和4年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ株式会社 下関工場 工場長 原田 裕之 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号
- 5 落札金額
118,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年8月30日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
延伸システムの開発及び運用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
M&T島根県公共工事積算企業体
代表者 株式会社マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 島根県松江市乃木福富町735番地211
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
181,322,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。